

経済と経営 31-1(2000.6)

〈論 文〉

品川区の通学区域彈力化
— 創る自由のない学校選択 —

う の うら
鵜 浦 ひろし
裕

はじめに

1999年の初秋から、公教育における学校選択の実施が新聞紙上をにぎわすようになった。全国に先駆けて、品川区が2000年春から事実上の学校選択を実施することになったからである。杉並区、日野市なども2001年度から実施する予定だという。もちろん欧米ではすでに公教育における学校選択を実施している国がいくつかある。

ここでは「学校選択」の実例として、アメリカの「チャーター・スクール charter school」とスウェーデンの「フリストエンデ・スコーロル fristående skolor」を紹介し、両国における「学校選択」の展開が、日本の場合とはまったくちがうことなどを指摘したい。つまり「学校選択の自由」という言葉の意味が根本的にちがう。

それだけではない。「学校選択」実現に向けて歩みだしたと言われる品川区がモデルになるとすれば、言葉の意味がちがう以上、日本の「学校選択」が進む方向も両国とはちがう。日本の「学校選択」の実状や将来を見定めるためにも、両国との比較が役立つ。

アメリカの「チャーター・スクール charter school」については昨年3月

と5月にサンフランシスコを訪れ、実地調査をおこなった。ここでは概論的な紹介にとどめるが、実地調査の詳細については、参考文献の拙稿を参照していただきたい。

また、スウェーデンの「リストエンデ・スコーラン *fristående skolan*」については、2000年5月後半の短期現地調査（2週間ストックホルム商科大学日本研究所から客員研究員として招聘され、その内の一週間だけ訪問した）をきっかけに始めた、新しい取り組みである。ここではおもにリストエンデ・スコーランにかかる学校法を紹介する。

品川区の通学区域弾力化

2000年4月、東京都品川区（高橋久二区長）は区立小学校にブロック選択制を導入した。同区教育委員会（若月秀夫教育長）が区内の公立小学校40校を4ブロックにわけ、父母が自分の居住するブロック内から自由に小学校を選べる制度を、同年春の新入生から実施したのである。ブロック制とはいえ、日本の公教育も父母が公立学校を自由に選ぶ、完全自由化の時代に向けて大きな一步を踏み出したと、各紙が報道した。

従来、公立の小中学校の場合、学校教育法施行令にしたがい、市区町村の教育委員会が既定の通学区域にもとづき通学校を指定することを原則としていた。教育委員会が認める「相当の理由」がなければ、指定外校に通うことはできない。文部省も越境入学を厳しく制限する立場をとってきた。

学校教育法施行令（昭和二八年政令三四〇号）

〔就学すべき学校の指定〕

第5条

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校または中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知（入学期日の通知）において当該就学予定者の就学す

べき小学校または中学校を指定しなければならない。

[就学すべき学校の変更]

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校または中学校を変更することができる。(略)

[区域外就学等]

第9条 児童生徒等……をその住所の存する市町村の設置する小学校または中学校以外の小学校または中学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校または中学校が他の市町村の設置するものであるときは当該市町村の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校または中学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒などの住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

ところが1987年、中曾根内閣が設けた臨時教育審議会はその第3次答申において、義務教育段階の通学区域制度の運用を「実情に即して」検討するよう要請した。つまり、学校選択の機会の漸次的な拡大を提案したのである。

それをふまえて、文部省は「臨時教育審議会『教育改革に関する第3次答申』について」(昭和62年5月8日付け 文部省初等中等教育局長、教育助成局長、社会教育長、体育局長連名通知)を出し、そのなかで通学区域制度の運用を検討するよう市町村教育委員会に通知した。

臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」について（通知）（抄）

(6) 通学区域

現行の通学区域制度は、義務教育について、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、これによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨から行われてきた制度であるが、今次答申において、現行の市町村教育委員会の学校指定の権限は維持しつつ、地域の実情に即し、可能な限り、子供に適した教育を受けさせたい

という保護者の希望を生かすために、当面、具体的には調整区域の設定の拡大、学校指定の変更・区域外就学の一層の弾力的運用、親の意向の事前聴取・不服申し立ての仕組みの整備など多様な方法を工夫することが提言されていることにかんがみ（第2章6節）、この際、各市町村教育委員会においては、就学すべき学校の指定に係わる市町村教育委員会の権限と責任に基づき、地域の実情に即してこの制度の運用について検討する必要があること。

しかし「調整区域の設定の拡大、学校指定の変更・区域外就学」や「親の意向の事前聴取・不服申し立ての仕組みの整備」にたいする、市町村教育委員会の取り組みはほとんど進まなかった。

そこで1996年、総理府に設置された行政改革委員会は「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」の分野別各論において、教育分野の筆頭に「学校選択の弾力化」をかけることになった。

「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」

一創意で造る新たな日本一(抄) (平成8年12月16日 行政改革委員会)

11 教育 (1) 学校選択の弾力化

政府は、臨時教育審議会の答申後の前述の通知について、市町村教育委員会の取組等をフォローアップする必要があるとともに、市町村教育委員会に対して、学校選択の弾力化の趣旨を徹底し、保護者の意向に対する十分な配慮、選択機会の拡大の重要性の周知を図ることにより、市町村教育委員会が本来の機能を發揮し、学校選択の弾力化に向けて多様な工夫を行うよう、指導すべきである。また、市町村教育委員会の取組に役立てるため、学校選択の弾力化の取り組事例、調整区域の設定の拡大の取組事例等を継続的に収集し、他の市町村教育委員会に対してそれらの情報の提供を行うべきである。また、保護者の意向を生かす一つの機会である学校指定の変更や区域外就学の仕組みについては、選択機会の拡大の観点から市町村教育委員会がこれを十分活用できるよう、現在、身体的理由、地理的要員、いじめの対応に限定されていると解釈されがちである「相当の理由」について選択機会の拡大の視点に沿って弾力的に取り扱えることを周知すべきである。

これを受け文部省も再び、1997年、「通学区域制度の弾力的運用」を求める通知を都道府県教育委員会に出した。1998年の中央教育審議会の答申も文部省の方針転換を後押しするかのように、弾力化の推進を提言している。

2000年4月から始まった品川区公立小学校の通学区域弾力化は、まさに文部省の方針転換を全国に先駆けて具体化したものである。確かに通学校が住所によって決まる制度を緩める動きは以前からあった。たとえばいじめや不登校などの学校事情を配慮したもの、両親の離婚や両親の勤務先など家庭の事情を配慮したもの、通学の安全や距離など地理的理由を配慮したものがあった。しかしいずれも通学区域の自由化を目指して行われたものではなく、注目されることもなかった。品川区の場合が注目されるのは、ブロック制とはいえたまく自由に選べる制度は初めてだからである。

さて品川区の公立小学校が選択された結果は次の通りだった。およそ1,790人の入学者のうち、約230人が従来の通学区域にある学校とは別の小学校を選択した。6分の1強の児童が選択権行使したことになる。ただし約80人がブロック外や区外の学校への通学希望を同区教育委員会に出している事実を看過してはならない。

同区でもっとも人気が集中したのは、大井第一小学校である。およそ100人の入学者のうち転入組が半数を占め、転出者はほとんどいない。品川区全体の転出者の約5分の1を占める同校の転出者は、報道によると、やはり「受験に強い」、「医者が子どもを遠くから通わせている」などの理由をあげたという。しかも、児童数600人を擁する同区最大の同校は、もともと人気の伝統校で、それまで全校児童の約4分の1が域外通学の児童だったことを忘れてはならない。

2001年度から、同区内18の区立中学についても学校選択制を導入する方針である。同年度に中学進学予定の児童もつ保護者に実施したアンケート調査（200年3月）によると、約75%が中学校を選びたいと解答した。学校選択制に賛成した保護者のうち、「いくつかにグループ分けしたほうがよい」と

答えたのは 25% だったのにたいし、「区内のどこからでも選べるほうがよい」と答えたのが 67% をしめ、中学レベルでは、全域を対象とする選択制を望む声が高いことがわかった。そのさい選ぶ基準として、「いじめや学校の荒れ」が最も多く、その後に「生徒が落ち着いている」や「教育活動の様子」が続いた。

ブロック選択制の導入にあわせて、品川区では 3 年計画で「特色ある学校づくり」を進められている。同区教育委員会が発表した「プラン 21」によると、「国際理解教育」や「外国語教育」が 2000 年度の事業計画の柱になっている。「国際理解教育」は総合学習などの時間を利用して行われ、同区教育委員会が委託した外国人を各校に派遣し、海外の文化や英会話に触れる時間を設ける。各校で年間平均五時間を見込んでいる。また、地域に住む外国人や海外経験の豊富な日本人らをボランティアで講師に招くことも、各校で検討されているという。

北品川の区立品川小学校は、54 人の新入生のうち 12 人の転入者を受け入れた（転出組は 2 人）中規模校である。同校の「特色」は同じ敷地内にある区立城南中学校と提携した「小中一貫教育」である。報道によると、すでに小中の教員同士の「職員交流協議会」が 3 月に発足し、「教科の連携」、「学校行事」、「特別活動」などの分科会でアイディアを出し合っているという。

また、区立京陽小学校では 2000 年度から五、六年生で教科ごとに先生を入れ替わる「教科担任制」を取り入れた。一クラスを複数の教員の目で見ることにより、児童についての情報も「具体的、立体的」になるし、教え方についてこれまでより「ずっと綿密な計画を立てる」ようになったという教員もいるらしい。同校でも学級崩壊の兆しはあったが、複数の教師の目で子どもを見ることでその芽を早くつみ取ることができるという。

いずれにしても、このような各校の特色づくりを後押しするため、同区教育委員会はさらに「個別学習」、「教科担任制」、「小中一貫教育」、「公開講座」などを提案し、それぞれの推進校を決めている。「特色ある学校づくり」は同

区教育委員会から各学校へ下された至上命令なのである。

しかし他方では、各校の特色については「今はまだお話できるものはありません。始まったばかりなので……」と、新聞インタビューに言葉を濁す校長もいた。「特色がないと選べない」という父母の声もあったという。

アメリカとスウェーデンにおける学校選択の展開

(1) アメリカの場合

マグネット・スクール 入学者を選別せず住所によって入学が自動的に決められるネイバーフッド・スクール（住所によって通学を決める地元小学校）にたいし、マグネット・スクールは通学区を決めず、校区全体から生徒を集め、何らかの基準で入学者を選別する。これによって、各州では進学率の高い公立一流校が誕生した。

バウチャー制度 バウチャーとは、公立学校に通う生徒が私立学校に転学した場合、その生徒の州予算を私立学校に配分するという案である。クリーブランドやミルウォーキーではすでに大規模なプログラムが実施され、小規模なものはニューヨーク、デイトン、サンアントニオで実施されている。しかし1990年前後にオレゴン、コロラド、カリフォルニアの州民投票であいついで否決され、92年大統領選ではその最大の支持者ジョージ・ブッシュが敗退し、その政治的支持は完全に失われている。

両案が学校選択の決め手とならなかったのは、成績の悪い公立学校から優秀な子どもたちを救出する効果はあげたが、残りの90%以上の子どもたちが通う公立学校そのものを救うことにはならなかったからである。とくちバウチャーについては、公的資金を私立学校に「横流し」するイメージが強かった。

チャーター・スクール制度 このバウチャー制度の地滑り的敗北とアメリカ社会の規制緩和への動きの中から、90年代公教育改革の「切り札」とし

て登場してきたのがチャーター・スクール制度である。

チャーター・スクールとは、教員や父母のグループに公立学校開設の申請を認め、州が生徒一人につき交付する金額を付帯条件なしで与え、公立学校の学習や改善を阻む州や現地教育委員会の管理・規制から自由にする制度である。ただし申請時に約束した教育効果を達成する結果責任が要求される。どのような教育を実践するかについては、予算もないが規定もない。運営者に一任される。自分たちの理想、それを実現するための創意工夫を試すチャンスにもなるが、予算不足を補う集金力、体力、執念、そして忍耐を要求される試練にもなる。

1992年ミネソタ州セント・ポール市で高校退学者を対象に、アメリカ初のチャーター・スクール、シティー・アカデミー（生徒数30、専任スタッフ6人）が誕生した。これを皮切りに、93年にはカリフォルニア、94年にはさらに6州で開校され、その後はまさに急増の一途をたどっている。ある研究報告によると、99年9月には、32州とワシントンDCにまたがり、およそ1,700校で、35万人の生徒が学んでいるという。チャーター・スクールは1990年代のアメリカ公教育における最大の改革運動としてみなされるのは確実である。

発足以来どういうわけかメディア・アピールがあり、チャーター・スクールはニューヨーク・タイムズ、ウォール・ストリート・ジャーナル、タイムなど内外の一流紙誌に歓迎の記事が多数掲載され、各校の動向は各州の地元紙で逐一詳細に報道されてきた。

それによると、現実のチャーター・スクールは一言で言い表せないくらい多様である。内容による類型化はほとんど不可能にちかいが、開校の様式や運営者によって次のようなカテゴリー化はできる。

- 一 新設のスタート・アップ型
- 二 既設校からのコンバージョン型
- 三 学校区全体による一斉転換型

四 N P O や企業による民間委託型

(2) スウェーデンの場合

日本と同じく、スウェーデンでも 7 歳から 9 年間義務教育に通う。その 9 年間を前期の 6 年と後期の 3 年に区別するところもある。その学校はグランド・スコーラン (grund skolan, 直訳では基礎学校、以後義務教育学校と表記する) と呼ばれる。義務教育学校は原則的にはどこからでも入学者を受け入れることになっているが、現実にはネイバーフッド・スクール（地元学校）として機能しているという。

スウェーデンは全国を 289 の学区にわけている。それぞれの学区に教育委員会、教育長、学区オフィスを設け、現地の公教育システムを運営している。教育委員会のメンバー構成はその地方の議会の構成と同じ比率で決まる。サイズはバラバラで、ストックホルムのように人口 80 万のものから北部の小さな地区のように人口数千のものもある。いずれも課税権をもち、財政的に独立している。

文部省は教育目標を設定するだけである。かつては教育内容、時間、教科書などカリキュラムの基準を詳細に設定していた。しかし現在では、これらの詳細は学区に一任されている。つまり、公教育の運営方法については学区に大きな自由が与えられているのである。ただし文部省は全国テストを実施し、各学区が実施する教育の成果を測定する。その主たる目的は地域差のない平等な教育を実現するためとされている。

「学校選択の自由」を実現するため、公教育システムにフリストエンデ・スコロル (Fristående skolor, 英語では Freestanding Schools, 以後自立校と表記する) と呼ばれる公立校をすでに導入していたスウェーデンは、90 年代にはいり、その法律を改正した結果、現在では自立校が急増しているという。まず認可の条件や助成金の交付など、スウェーデン学校法の自立校に関する部分をみておきたい。

学校法 第9章 自立校

[認可について]

§ 1 自立校による通学義務の遂行が許されるのは、その学校が§ 2にしたがって認可されているときである。

義務教育学校あるいは精神障害者のための学校に相当する自立校の認可にかんする事柄は国家学校局 (Statens skolverk) によってなされる。

身体障害者のための学校に相当する自立校の認可にかんする事柄は、その自立校が存在する学区の、同じ身体障害者の教育に責任をもつ学校のための委員会によってなされる。

§ 2 内容やレベルにおいて、義務教育学校、精神障害者のための学校、身体障害者のための学校が教える知識や技能にほぼ相当するものを教える教育をおこなう自立校が認可される条件は以下の通りである。

1 その自立校がその学区の公教育に適用されている共通目標や価値観に本質的に適しているとき。

2 その自立校が、法によって公立学校で教育を受ける権利をもつすべての子どもに対して開かれているとき。ただし、その学校に大きな組織的あるいは経済的な困難をもたらすような生徒の受け入れについては例外とする。

3 特別な理由がないかぎり、自立校が最低 20 名の生徒をもつとき。

4 精神障害者のための学校あるいは身体障害者のための学校に相当する場合、自立校が生徒に必要とされるケアを与えるとき。

5 自立校がその教育、認可、運営について政府が示した付加的な条件を満たすとき。

このセクションで規定される自立校には、第1項の内容の枠組み内で宗教的目的をもつものもふくまれる。

認可は特定のカリキュラムに対してもおこなわれる。

§ 3 子どもが精神障害者のための学校に相当する認可自立校で通学義務をはたすことが許されるのは、その子どもが所属する学区の精神障害者のための学校の委員会が精神障害のためにその子どもは義務教育学校の知識目標を達成できないと判断した場合にかぎる。

§ 4 第3章§3にしたがって身体障害者のための学校に入学するにふさわしい機能障害をもつ場合、その子どもが精神障害者のための学校に相当する認可自立校で通学義務を果たせるのは、次の場合に限る。

- 1 自立校がその子どもと同じ機能障害をもつ生徒のために認可されているとき。
- 2 その身体障害者のための学校の最高責任者がその子どもはその学校での教育を何らかの方法で活用しうると判断したとき。

§ 5 短期間だけこの国に滞在する子どもあるいはインターナショナル・スクールで教育を受ける別の理由をもつ子どもが通学義務を果たすことを許される学校は、国家学校局による目標のために認可されているものである。これは第3章§3の第2、第3項目にかかる子どもには適用されない。

インターナショナル・スクールとは、義務教育学校やそれに相当する自立校がもつものとは異なる国際的な目的をもつ自立校を意味する。認可されるためには、総体としてその学校の教育が義務教育学校のものに匹敵するものでなければならない。その学校はその後海外の学校へ通うのに役立つ知識と技能を伝えなければならない。スウェーデン語やスウェーデン情勢についての教育は、短期間スウェーデンに滞在する生徒が必要とする範囲でおこなわれなければならない。

政府は、最初の項目にかかる子どもたち以外の子どもたちが学校で通学義務を果たすためにインターナショナル・スクールを認可できる。

[助成金の交付]

§ 6 義務教育学校に相当する自立校は、認可されると、第3章で扱ったもの(従来の公立学校)と同じ助成金を受ける資格をもつことを国家学校局によって許可される。次のような場合、その許可は与えられない。その学校の運営がその学校が位置する学区の公教育に多大な否定的結果をもたらす場合、あるいはその学校が§7に反する費用を使う場合。

開校した学校が助成金の権利をもつためには、開校年の4月1日以前に認可の申請を済ませていなければならない。次の場合にも同様の申請が必要となる。特定のカリキュラム教育について学校が認可された場合、また付加的なカリキュラムについて認可申請している場合。

義務教育学校で与えられている教育に相当する教育を受けているすべての生徒にたいし、その生徒の居住学区から助成金が交付される。助成金は、学区がその義務教育

学校にたいする資源の配分に適用する基本方針にしたがって、学校の義務と生徒の必要にかんして決定される。生徒が特殊な支援という多大な必要をもつ場合、学区が助成金の交付を免れるのは次のときである。学区にとって深刻な組織的あるいは経済的な困難が生じるとき。

以上の第1～第3パラグラフで述べられたことは、政府が特別法または別の特殊決定によって国家助成を決定した自立校、あるいはその学校の代表が書面で助成金交付を辞退した学校には、あてはまらない。第3パラグラフで述べられた学区の義務は次の場合に適用されない。助成金が海外の生徒の教育に支出される場合。

§ 6 a 身体障害者のための学校に相当する自立校は、認可されると、第3章で扱ったものと同じ助成金を受ける資格をもつことを国家学校局によって許可される。次のような場合、その許可は与えられない。その学校の運営がその学校が位置する学区の公教育に多大な否定的結果をもたらす場合、あるいはその学校が§ 7に反する費用を使う場合。

開校した学校が助成金の権利をもつためには、開校年の4月1日以前に認可の申請を済ませていなければならない。次の場合にも同様の申請が必要となる。特定のカリキュラム教育にたいして学校が認可された場合、また付加的なカリキュラムにたいして認可申請している場合。

自立校が生徒の居住する学区に同意しない場合でも、学区は政府が決めた金額を払わなければならない。

§ 7 自立校の教育は、§ 6にしたがって助成金を交付されるので、助成金の対象となる生徒にたいしては無料でなければならない。最新の教育を受けるため、生徒は教科書、印刷教材、道具、その他の補助教材を無料で提供されなければならない。ただし、生徒にとって無視できるような少額の出費につながる例外的な要素が学校活動にあってもよい。また、生徒は無料の学校給食を提供されるべきである。

§ 6にしたがって助成金の権利をもつ自立校は、助成金の対象となる生徒に対し、学校が負担する費用については、適切な授業料を徴収してもよい。ただしその費用が学校活動にとって当然必要だと考えられることを前提とする。

§ 8 自立校が種類と質において高等学校が全国的あるいは特別のプログラムで提供する知識と技能に相当する知識と技能を与える教育をするならば、国家学校局はその

学校に対し教育にかんして§8 aで述べられる助成金を受ける資格があると認定する。その認定がなされるのは次の場合である。

1 その自立校がその学区の公教育に適用されている共通目標や価値観に本質的に適しているとき。

2 その自立校が、法によって高等学校で教育を受ける権利をもつすべての青年に對して開かれているとき。ただし、その学校に大きな組織的あるいは経済的な困難をもたらすような生徒の受け入れについては例外とする。

3 自立校がその教育、認可、運営について政府が示した付加的な条件を満たすとき。

第1パラグラフにしたがう宣言は、その学校がある学区あるいは近隣の学区の公立学校運営に著しい否定的な結果をもたらす教育にかんしては与えられない。

このセクションで規定される自立校には、第1パラグラフの内容の枠組み内で宗教的目的をもつものもふくまれる。

§8 a §8で述べられた教育を受けるすべての生徒に対し、その生徒の居住する学区から助成金が与えられる。学区の義務は、教育が始まるとその学区が高校教育を与えることになった生徒に対し、教育を与えることである。

自立校に助成金を交付する学区の義務は、国家の助成金が外国にいる生徒の教育に支出される場合、適用されない。

自立校が生徒の居住する学区に同意しない場合でも、学区は政府または政府が決定した機関が規定した金額を交付しなければならない。

§8 b 自立校が種類と質において身体障害者のための高等学校が提供する知識と技能に相当する知識と技能を与える教育をするならば、国家学校局はその学校に対し教育にかんして§8 aで述べられる助成金を受ける資格があると認定する。その認定がなされるのは次の場合である。

1 その自立校がその学区の公教育に適用されている共通目標や価値観に本質的に適しているとき。

2 その自立校が、法によって身体障害者のための高等学校で教育を受ける権利をもつすべての青年に對して開かれているとき。ただし、その学校に大きな組織的あるいは経済的な困難をもたらすような生徒の受け入れについては例外とする。

3 自立校がその教育、認可、運営について政府が示した付加的な条件を満たすと

き。

第1パラグラフにしたがう認定は、その学校がある学区あるいは近隣の学区の公立学校運営に著しい否定的な結果をもたらす教育にかんしては与えられない。

このセクションで規定される自立校には、第1パラグラフの内容の枠組み内で宗教的目的をもつものもふくまれる。

§8c §8bで述べられた教育を受けるすべての生徒に対し、その生徒の居住する学区から助成金が与えられる。学区の義務は、教育が始まるとその学区が身体障害者のための高校教育を与えることになった生徒に対し、教育を与えることである。

自立校に助成金を交付する学区の義務は、国家の助成金が外国にいる生徒の教育に支出される場合、適用されない。

自立校が生徒の居住する学区に同意しない場合でも、学区は政府が規定した金額を交付しなければならない。

§9 学区と自立校がその他の点で同意できない場合、§8aと§8cで述べられた助成金は年度ごとに算定される。助成金の年度の開始は1月1日である。

§8あるいは§8bにかかわる自立校が助成金の権利をもつためには、その学校が教育を始める年の4月1日以前に助成金申請を済ませていなければならない。

§10 §8で述べられた助成金の権利をもつ自立校は、助成金の対象となる生徒から、助成金に基づく教育においてその学校が負担する特別費用に応じて適切だと思われる授業料を徴収してもよい。ただしその費用が学校活動にとって当然必要だと考えられることを前提とする。

§8bで述べられた助成金の権利をもつ自立校は助成金の対象となる生徒から、助成金に基づく教育においてその学校が負担する費用に応じて適切だと思われる授業料を徴収してもよい。ただしその費用が学校活動にとって当然必要だと考えられることを前提とする。

自立校が§8あるいは§8bで述べられた助成金の対象となる教育に対して徴収した授業料が妥当だと思われない場合、助成金の権利の認定は取り消される。その決定がなされる前に、自立校はその授業料を変更する機会を与えられる。

[監察]

§11 §1と§5にかかる自立校は、義務教育の生徒に対する教育に関して、国家学校局による監察を受けなければならない。また、学校活動に関する国家学校局による追跡調査と評価に協力しなければならない。

§6あるいは§6aで述べられた助成金を受ける自立校に関して、その学校がある学区はその学校活動を視察する権利をもつ。そのような自立校は、その学区が決めた通り、その学区がその公教育に対して実施する追跡調査と評価に協力しなければならない。

§1にかかる自立校は政府による規定あるいは政府が決めた機関による規定にしたがって、全国テストを受けなければならない。また、自立校は生徒および生徒の保護者にそのテスト結果を知らせなければならない。

§12 §1と§5にかかる自立校が認可の条件を満たさず、また自立校の代表に指摘した後も、その欠陥が矯正されない場合、認可は取り消される。指摘にもかかわらず、§11で述べられた国家学校局の追跡調査や評価に協力し全国テストに参加する義務を怠った場合にも、認可は取り消される。また、自立校が全国テストの結果を知らせる義務を怠った場合にも、認可は取り消される。

§6あるいは§6aで述べられた助成金の権利をもつ自立校の学校活動が、その学校のある学区の公教育全体に著しい否定的な結果をもたらすほど変化した場合、助成金の権利は取り消される。また助成金の権利は次の場合にも取り消される。

- 1 自立校が§7に反して授業料を徴取した場合、あるいは
- 2 自立校が、§6で述べられた助成金の権利をもつのに、無料で給食を提供しなかった場合。

取り消しを決定するのは、認可あるいは助成金の権利を決定する国家当局である。

§13 §8あるいは§8bで述べられた教育のための助成金の権利をもつ自立校は、その教育に関して、国家学校局の監察を受けなければならない。またその学校活動に関して、国家学校局の追跡調査と評価に協力しなければならない。

§8あるいは§8bで述べられた助成金を受ける自立校について、その自立校のある学区は、その自立校の教育に関して、学校活動を視察する権利をもつ。そのような自立校は、学区が規定にしたがって、学区が公教育について実施する追跡調査と評価に協力しなければならない。

§ 8にかかる自立校は、さらに、政府あるいは政府の決めた機関の規定にしたがい、全国テストに参加しなければならない。

§ 14 § 8あるいは§ 8 bにかかる助成金の権利をもつ自立校がもはや助成金を得るために必要な要件を満たさず、またその自立校の代表への指摘の後も、その欠陥が矯正されない場合、助成金の権利の認定は取り消される。指摘にもかかわらず、自立校が§ 13で述べられた国家学校局の追跡調査と評価に協力する義務を履行しない場合にも、助成金の権利の認定は取り消される。

§ 8あるいは§ 8 bで述べられた助成金の権利をもつ自立校の学校活動が、その学校のある学区あるいは近隣の学区の公教育全体に著しい否定的な結果をもたらすほど変化した場合、助成金の権利は取り消される。

[その他の規定]

§ 15 義務教育の生徒が自立校に入学あるいは退学したとき、自立校の代表者はその生徒の居住する学区の教育委員会にその旨報告しなければならない。

第3章§ 14には、欠席についての報告義務の規定がある。

§ 16 地元の学区の身体障害者のための学校の委員会が精神障害があると判断した場合、その子は精神障害者のための高校に相当する自立校に入学することができる。

§ 16 a この章にかかる自立校で働く者、あるいは働いた者は次のことを許可なく公言してはならない。

- 1 学校での生徒への対応において知り得た個人的な情報。
- 2 生徒への指導や生徒の退学についての情報。

§ 17 § 1, § 5, § 12で述べられた自立校の認可あるいは認可取り消し、あるいは§ 6, § 6 a, § 8, § 8 b, § 12, § 14で述べられた助成金への権利とその取り消し、あるいは§ 10の述べられた授業料に関する、国家学校局の決定は、行政裁判所に訴えることができる。

§ 1 第3パラグラフあるいは§ 12で述べられた自立校の認可あるいは認可取り消しに関する、教育委員会の決定は、行政裁判所に訴えることができる。

再審には上級裁判所への控訴が必要である。

§3, §4, §16にかかる問題に関する、教育委員会の決定は、公教育裁判所に訴えることができる。§3にかかる決定を訴えることができるのは、子どもの保護者だけである。§16にかかる決定を訴えることのできるのは、生徒あるいは生徒の代理人だけである。

自立校に関する法令

第1章 自立幼稚園

§1 この章には学校法第9章§2にしたがって認可された自立校における、幼稚園教育（自立幼稚園）に関する規定がある。これらの規定はその学校法に優先する。

[認可と助成金に関する事柄]

§2 国家学校局が自立幼稚園を設置しようとする、ある学校にたいする認可と助成金の事柄を審査しているとき、国家学校局はその学校が存在する学区に意見を述べる機会を与えなければならない。

[認可の条件]

§3 入学希望者が音楽あるいはダンスの特殊技能を必要とする教育の場合、入学時にそれらに関する技能テストを行ってもよい。それ以外には、テストは

- 1 その学校への入学許可の条件にすることはできない。
- 2 その学校の定員より多い希望者がいるとき、選抜の基礎にすることはできない。
- 3 通学継続の条件にすることはできない。

[校長]

§4 教育は自立幼稚園が実施されている学校の校長によって運営されなければならない。

[助成金の交付]

§5 その学校と学区が他のことについて同意しない場合、助成金は毎月交付される。7月～9月の交付は予定生徒数に基づいて支払われ、10月の支払いが調整される。

第1章 a 義務教育自立校と障害者のための自立校

§1 この章には義務教育学校に相当する自立校（義務教育自立校）と障害者のための

義務教育学校（障害者のための義務教育自立校）に関する規定がある。これらの規定は学校法に優先する。

[認可と助成金に関する事柄]

§ 2 国家学校局は、ある学校の認可と助成金に関する事柄を審査しているとき、その学校が設置されることになる学区に意見を述べる機会を与えなければならない。

[認可の条件]

§ 3 入学希望者が音楽あるいはダンスの特殊技能を必要とする教育の場合、入学時にそれらに関する技能テストを行ってもよい。それ以外には、テストは

- 1 その学校への入学許可の条件にすることはできない。
- 2 その学校の定員より多い希望者がいるとき、選抜の基礎にすることはできない。
- 3 通学継続の条件にすることはできない。

[校長]

§ 4 教育の運営には校長がいなければならない。その学校の教授法の傾向に特別な理由がある場合、教育の運営は複数の人員によってなされなければならない。

[母国語教育]

§ 5 これらの学校にたいしては、公教育の相当する学校形式に対し実施されている母国語教育に関する規定が適用される。

母国語教育はこれらの学校で実施してもよいし、あるいはその教育について同意した学校を通して実施してもよい。

[学科試験]

§ 6 義務教育自立校は、第9学年の終わりに公教育において実施されるスウェーデン語、英語、数学の全国学科テストに参加しなければならない。

[成績評価]

§ 7 国家学校局は、自立校が公教育の相当する学校形式に対して実施されている規定にしたがって、試験を実施し成績評価をおこなうことを認めてよい。

[代表の交代]

§ 8 学校がその代表を交代する場合、それを国家学校局に報告しなければならない。

[助成金の交付]

§ 9 学校と学区がその他の点について同意しない場合、助成金は毎月交付される。7月～9月の交付は予定生徒数に基づいて支払われ、10月の支払いは調整される。

[決定の破棄]

§ 10 この章にしたがって、国家学校局の決定を政府に訴えることができる。

第2章 自立高等学校と障害者のための自立高等学校

§ 1 この章には、学校法の第9章§8（自立高等学校）にしたがってある種の教育について助成金の権利を認定された自立校に関する規定、そして学校法の第9章§8（障害者のための自立高等学校）にしたがって助成金の権利を認定された自立校に関する規定がある。これらの規定は学校法の規定に優先する。

[助成金の権利の申請]

§ 2 国家学校局は助成金の事柄を審査しているとき、その学校が設置されることになる学区に意見を述べる機会を与えなければならない。その学校の開設によって影響されると思われる学区もまたその申請について意見を述べる機会を与えられなければならない。

[教育の範囲]

§ 2 a 自立高等学校に対して、国家学校局はその学校の教育が助成金の対象としてどの国家プログラムに相当するかを決定する。

自立高等学校の生徒は、学校法が高等学校の相当するプログラムに対し要求するのと同じ範囲のコースの成績評価を受けたとき、完全なプログラムを終了したとみなされる。

[認可の条件]

§ 3 これらの学校に対し、第6章の高等学校規定および第6章の障害者のための高等学校の規定における選抜に関する規定が適用される。

[校長]

§ 4 教育の運営には校長がいなければならない。その学校の教授法の傾向に特別な理由がある場合、教育の運営は複数の人員によってなされなければならない。

[コースと時間数]

§ 5 教育に関しては、コースと時間数がなければならない。

[中心科目]

§ 6 これらの学校における教育は、第1章§2の高等学校規定および第1章§2の障害者のための高等学校規定においてそれぞれ述べられていることにしたがって、中心科目を含まなければならない。

[母国語教育]

§ 7 これらの学校にたいしては、公教育において相当する学校形式に対し実施されている母国語教育に関する規定が適用される。

母国語教育はこれらの学校で実施してもよいし、あるいはその教育について同意した学校を通して実施してもよい。

[全国コーステスト]

§ 8 国家学校局は自立高等学校がどの程度全国コーステストに参加すべきかを決めることができる。

[成績評価]

§ 9 第7章§1～§11の高等学校規定および第7章の障害者のための高等学校規定のそれぞれの規定にしたがって、生徒は成績評価を受ける。

公教育のコースに相当しないコースに対して、これらの学校は独自の評価基準を設けることができる。

第1パラグラフおよび第2パラグラフにしたがって成績評価をするかわりに、バルドフ学校はその教育についての終了証明書を発行できる。

§ 9 a テストに関する事柄については、第7章§12第1パラグラフの高等学校規定の規定が自立高等学校に適用される。さらに、これらの学校はかつて同校の生徒であつ

た人に対してのみテストを実施できる。テストはその学校で実施されたコースに関するものでなければならない。成績の評価と表記については、第7章高等学校規定の規定が適用される。

[代表者の交代]

§ 10 代表者の交代は、国家学校局に報告しなければならない。

[助成金の交付]

§ 11 学校と学区がその他の点について同意しない場合、助成金は毎月交付される。7月～9月の交付は予定生徒数に基づいて支払われ、10月の支払いは調整される。

§ 12 学校と学区がその他の点について同意しない場合、学区は学校に対し補足に示された各生徒一人当たりの金額および各プログラム当たりの金額を交付しなければならない。教育が音楽分野にかかる場合、美学プログラムに与えられる金額は1.26倍で計算される。

以上の規定をかいづまんで説明すると、「自立校」とは、特定の条件の下で、民間人や民間企業が運営する学校にも、従来の公立学校と同じ条件で学区から運営費（生徒一人に対する教育費と教育プログラムに対する費用）を交付するという制度である。スウェーデン版チャーター・スクールといつてもよい。しかもチャーター・スクールと同様に、それらは従来の公立学校と同じ規則を適用されるわけではない。学区の監督やサービスから自立している。助成金はその学校が存在する学区から交付される。その金額は従来校の生徒一人当たりの給付金と同じ金額である。

すでに述べたように義務教育の場合、従来校と同じく自立校も原則としてどこからでも生徒を受け入れることになっている。しかし高校以上の中等教育の場合には、学区内からしか生徒を受け入れられない従来校に対し、自立校はどこからでも生徒を受け入れ、その生徒の出身地の学区から予算を受け取る。つまり、学区は他学区の学校へ行かせたいという父母の権利を否定で

きないことになっている。

現在、全国に義務教育レベルの自立校が495校ある。高等学校レベルには130校、義務教育レベルの障害者のためには31校、高等学校レベルの障害者のためには16校ある。全国の義務教育レベルの公立学校総数は5,048校である。今のところ、自立校は約10パーセント占めることになる。自立校に通う生徒の数は、目下、スウェーデン全体の3パーセントに過ぎない。しかし、自立校数、そこに通う生徒数のいずれも急増しているという。

自立校はサイズも教育内容も多様である。サイズについては25人から3,400人というふうに幅が広いが、小規模校が主流となっている。この背景には小規模校を望む父母の強い声がある。とくに大都市では、従来校のサイズが大きいため、小規模校を望む父母が自立校を選択する。調査の結果でも、「小規模」が自立校選択の一番の理由だという。

教育内容については、英語やドイツ語など特定の言語を強調するもの、モンテッソリ教育やシュタイナー教育など特定の教授法を強調するもの、また基本の徹底指導を強調するものなどがある。あるいは、イスラムなど特定の民族文化を強調するものもある。この種の自立校は、移民がそれぞれの民族文化を維持する手段となっている。この点では、これまで同化を基本としてきたスウェーデンの移民政策が変化したといえる。

こうしたいろいろなタイプの自立校が次々と誕生する背景には、やはり、従来の公立学校が父母や子どもの期待に十分応えていないという、国民全般のフラストレーションがある。確かにユネスコ会議（1968年）で、学校のあるべき姿に父母の意見を繁栄させるべきだと決議され、それが自立校の必要を訴えるきっかけとなった。しかし自立校に関する法律が整備された背景には、やはり、従来校の教育に対する不満から生じた、新しい教授法の導入を望む強い声があった。不満をもつたちは旧制度と改善するより、自分たちで新しいものをつくる道を選んだといえる。

この制度を最初に提案したのはブルジョワ政党だった。社会民主党は1990

年頃まで反対していたが、賛成にまわり 90 年代はじめから今の制度が始まっている。しかし今日ではすべての政党が賛成している。ちなみに、自立校の歴史的起源はそうとう古い。1612 年、王宮で雇われていたドイツ移民がつくった自立校が最初であると言われている。スウェーデンには 1814 年まで公教育システムがなかったのである。

自立校として認可されるには、いくつか条件が満たさなければならない。第 1 に、従来校に匹敵するレベルの教育を提供しなければならない。ただし、その達成方法については、自立校のほうに柔軟性が認められている。従来校にくらべ規制を緩和されているは、そのためである。

自立校の認可や助成金の事柄を扱うのは、国家学校局という、文部省から独立した組織である。国家学校局があげる認可の主な条件は、申請者が従来の公立学校と同等の教育を提供できること、入学者を差別しないこと、カリキュラムの目標が公立学校と同じであることなどである。ちなみに義務教育レベルの自立校申請用紙には次のような質問項目がある。ただし（ ）内は国家学校局スタッフによる説明。

学校を代表する法人組織

校名

生徒数（最低は 20 人）

教育上の強調点（教授法ならばモンテッソリとバルドルが二大勢力、科目なら言語や文化、宗教ならばカトリック、プロテstant、イスラム、ユダヤなど、従来の公立学校では許されない、一般的な宗教教育が行われるという）

全体的な目標

教える科目（独自の科目を教えるか、国家が決めた科目を教えるか）

各科目の合計の授業時間（国家学校局はこれを従来の公立学校のものと比較し、それに匹敵するかどうかを確かめる）

成績評価の方法（9 年間の義務教育学校の公式の卒業成績を出せるのは従来の公立学校だけで、それが高等学校の入学申請に使われる。自立校が公式の成績を出せるよう に申請することで、その卒業生は高校を受験できる。今日では自立校の生徒も全

国テストを受けるので、高校を受験できる)

入学の基準（差別してはならない、入学試験による選抜は許されないが、近隣性、兄姉の在校生の有無による優先は可能である。例外として、障害のある子にたいし学区が特別助成の給付を拒否した場合、自立校はその子の入学を拒否できる）

スタッフ（校長、教員、その経歴など。自立校はスタッフの採否を自分で決める。ただし従来校であっても、ストックホルムのような大都市学区では、学校が決めている。資格については、資格を持つ教員が望ましいが、教員不足のため両校ともに無資格の教員が教えている）

ヘルスケア

母国語のちがう子どもに対する言語教育

学校の設置場所

予算計画（とくに法人組織がしっかりしていること、健全な予算計画をもつことが重要）

自立校の運営を監督するのも、国家学校局の役目である。同局は、自立校が開設されると、1年目の終わり、2年目の終わりに実地調査をおこなう。学校に2日間滞在し、包括的な調査（予算執行をチェックし、校長、教員、生徒、父母に質問する。コンピューターなどの施設、教員の質をチェックする）をおこなう。その上で、この学校を自立校として継続させるかどうかの評価をおこなう。チェックの結果、不適切であれば、それを具体的に指摘し、矯正のための時間的猶予を与える。それでも矯正されなければ、認可は取り消される。

目下(2000年)、自立校をスタートさせることが市民のあいだで一種の流行になっているといつてもいいくらい、急速にその数が増えている。学区のなかには配下の従来校をすべて自立校に変えようとするものもある。全国的なガイドラインやカリキュラム基準にしたがうかぎり、公教育の運営者にはこだわらないという基本的な考え方がすでに定着しているかのようである。

もちろん各学区にとって、自立校の急増は大きな問題となる。生徒や教員が流動的になり、その財政的な影響が心配されるからである。しかも、もし

自立校が破綻し子どもたちが放り出された場合、その教育責任を負うのはやはり各学区になるからである。

また、自立校急増にともない、大きな問題がもう一つ浮上している。利潤を目的とした民間企業による自立校運営の是非がスウェーデン国内でさかんに議論されている。もちろん運営校をたくさんかかえる「マクドナルド」企業はまだ出現していないが、その方向を目指す企業は現れている。実際に複数の学区に同じ運営方式の自立校を申請している、「スマール・チェーン・ストアー」があるという。

しかし他方では、3、4人のグループが自立校申請にさいし、非営利団体よりも経済的に安定した形態として企業形態を選ぶ場合も多い。これらは形態としては企業かもしれないが、中味は非営利組織に近い。財政的安定を認可条件の一つとしている行政サイドにとって、この意味での企業形態はむしろ望ましいという。

創る自由

このようにスウェーデンとアメリカの両国の公教育における「学校選択」は、単に父母が公立学校の中から自分の子どもに適した学校を選ぶ権利をもつだけではない。その権利を履行するために、公立学校を多様化する手段が講じられている。民間人を一定の手続きによって税金で賄われる公立学校の運営者とし、行政だけでは達成できない公立学校の多様化を実現している。公立学校を創る権利が選ぶ権利の前提となる公立学校の多様化を保証しているのである。つまり、これら2つの権利を併せて初めて「学校選択」の権利が行使されるのである。

両国における「学校選択」の展開とくらべるとき、品川区の試みはどのように見えるだろうか。まず「公立学校を自由に選べる」といっても、品川区の場合にはブロック内という制限がある。仮に自分の子どもを通わせたい学

校がブロック外あるいは区外あるいは都外にあるとしよう。自分の子どもに適した公立学校を選べることが公立学校を選ぶ権利の根本であるとすれば、現実的ではないとしても、また財政的な問題があるとしても、原則的には都外の公立学校を選ぶ父母の権利を否定する理由はない。ブロック外の選択すら認めない品川区の試みは、「公立学校の選択」というにはあまりに貧弱である。むしろそれに向けて踏み出した、ほんの小さな一步に過ぎない。

次に、アメリカやスウェーデンの公教育における公立学校の多様化とくらべるとき、品川区の現状はどのように映るのだろうか。それについては、今のところ、内側からの努力しか見られない。

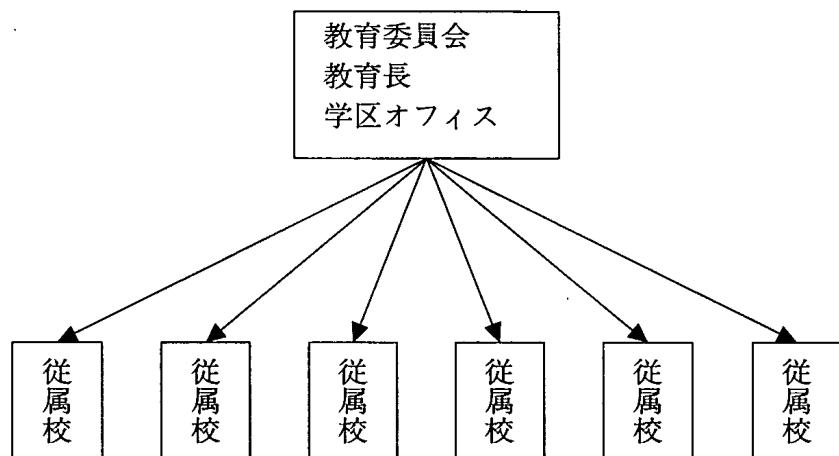
すでに述べたように、ブロック選択制の導入と同時に各公立小学校では教員が知恵を出し合って特色づくりを開始したばかりで、その成果が現れるのはこれからである。そのため今年度については、同じものの中から一つを選ぶという「選択ならざる選択」としか言いようがなく、「どれを選んでよいのかわからない」という父母の声があがるものも無理はない。最初に学校選択制の導入が決め、その後で公立学校の多様化をはかっている現状としては、当然の結果である。

また、アメリカやスウェーデンのように民間人を公立学校の運営者として招く制度はない。確かに民間人を講師として招く授業も始まっているようだが、公教育の内側の人間だけで、多様化した子どもたちの受け皿を含めた、いろいろなタイプの公立学校を創れるのだろうか。要するに品川区におけるブロック選択制の導入は「創る権利」のないところで、公立学校の多様化を達成しようとする至難の試みなのである。

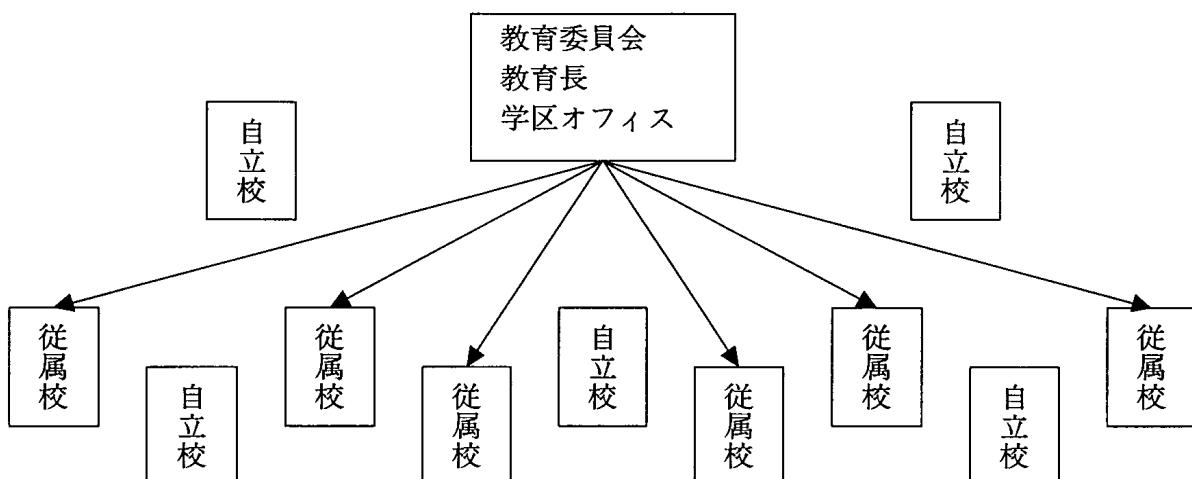
ここで義務教育レベルの公立学校システムについて、日本のとアメリカ、スウェーデン両国のちがいを示す単純な図式を提示したい。日本の場合、公立学校はすべて教育委員会に従属するものである。その意味で、ここでは「従属校」と名づけておく。アメリカやスウェーデンもかつては日本と同じだった。

しかし現在の両国には、「従属校」以外に、いわば教育委員会から独立し、民間企業を含めた民間人によって運営される、新しいタイプの公立学校がある。日本には存在しないもので、90年代初頭アメリカで新たに生まれたチャーター・スクール、あるいは以前から法改正を重ねて90年代初頭に今日の形になったスウェーデンのリストエンデ・スコーラがそれにあたる。導入以来、いずれも急増を続け、両国の公立学校多様化の原動力となっている。「従属校」に対し、これらの新しいタイプを「自立校」と名づけておく。

日本の場合



アメリカ、スウェーデンの場合



このような自立校が誕生した背景について述べておきたい。たとえばアメリカのチャーター・スクールの場合、大げさにいえば、やはり建国以来のアメリカ精神が背景にある。自分の住んでいる国に不満があるなら、新天地で自分たちのための自由な国を建てよう。そう考えた人たちがおよそ380年前にこの国のもとを作った。そして20世紀末、「子どもが通う学校に不満があるなら、自分たちのための自由な学校をつくろう」と考える人たちが、新しい公立学校をつくり始めたと言えないだろうか。

そこには、建国以来の自主独立精神や起業家（あるいは起校家？）精神が脈々と流れている。チャーター・スクールは公教育を独占してきた行政にたいする「独立運動」であるといえる。私のような教育関係の専門外の人間が興味をひかれるわけもここにある。

スウェーデンにも同じような伝統的精神があるのかもしれない。また子どもの教育の責任は父母がもつというキリスト教的な価値観が「自立校」誕生に関係しているのかもしれない。

自立校の誕生を促したと思われる、両国共通の特質をもう一つ指摘しておく。それは教育費の交付にかかる。両国では、公教育費は一定額で一人一人の子どもに平等に交付されていると考えてよい。交付するのは、その子の父母が税金を納める自治体である。交付金は持参金のようなもので、子どもはその交付金を携えて、「自立校」へ入学することができる。あるいは一定人数の子どもを募集して、「自立校」を新設することもできる。いずれにしても、「自立校」、「従属校」を問わず、各公立学校に対する交付額はそこに通う子どもの人数によって自動的に決まる。

ちなみに、バウチャー制度も公教育費を個人に交付するという考え方の上に成立する。アメリカではすでに導入している学区もあるが、まだ全国的な支持はない。スウェーデンでは目下その是非を検討しているという。

いずれにしても、「自立校」を制度化することによって、両国は「創る」、「選ぶ」という両輪を兼ね備えた「学校選択」の権利を保証している。じつ

さい、「自立校」は増加の一途をたどっている。

こうした急増や人気の背景には、学校区に利害を持ついろいろな立場の人にとって、それぞれに都合の良い福音がある。

第一に、公教育政策には珍しく超党派的コンセンサスがあるため、敵対勢力の妨害にじゃまされることがない。

保守政党にとって「自立校」は、教育成果をあげ公教育の責任を果たすために公的資金を使用する制度として映る。停滞気味の公立学校システムに規制緩和、競争、選択、責任を導入するきっかけとなる。

またリベラル政党にとって、「自立校」は、入学者を選定しない、授業料を取らない、特定の宗教にかかわらない、今まで通りの公立学校であることに変わりはない。それでいて公教育において昨今叫ばれる学校選択の要求にも応えることができる。

第二に、「自立校」を開設・運営する主体は学区オフィスから独立し、カリキュラム、教育方法、学校運営の方針について自主路線を貫ける。学区オフィスはその申請やその継続の適否を判断するだけである。要するに、「自立校」は学区内のミニ学区だと言ってよい。

第三に、学区オフィスの立場から見ると、「自立校」は改革アイディアを集める手頃な手段である。改革案を自前で考案する必要もないし、実施の必要もない。革新的なアイディアを募集し、その中から期待できそうな申請を選べばよい。しかも成功すれば自分の業績、失敗は当事者の責任にできる。

「自立校」に期待される使命は、「無競争の停滞した」学区システムを、多様な学校が「競争と選択」の原則に基づいて父母という顧客の獲得を争う「公教育市場」につくり変える働きである。その根底には「優れたアイディアや消費財は自由競争のなかからしか生まれない」という、ミルトン・フリードマン流の市場主義がある。

従来の学区は生徒の入学が自動的に保証されるネイバーフッド・スクールが独占してきた。州や各学区の過剰な規制が現場教員の創意工夫を妨げ、学

区オフィスの官僚主義的慣行が教育現場に非効率をもたらし、教員組合の団体交渉規定が無能な教員をはびこらせてきた、という分析がある。

「自立校」の成功シナリオによれば、これら3つの桎梏から自由な、異質な学校を導入することで、教員には創造力発揮の機会を、父母には学校選択の権利を与えられる。「従属校」とちがい、通学区を持たない「自立校」はそれ自体に魅力がなければ生徒を集められない。この市場原理を背負った学校が学校区内から生徒を奪うため、従来校は、競争の中で、自力更正か模倣か淘汰かを迫られる。いずれにしても「劣等校」がなくなり、学区全体が改善されるというわけである。

しかし「自立校」に矛盾がないわけではない。今のところ、「自立校」は「従属校」の停滞とそれを改善できない学区オフィスの無能を批判する存在でしかない。行政が自らに対する批判や抵抗の象徴を「改革案」という位置づけで導入しなければならないところに、「自立校」の矛盾がある。日本の行政がこのような「鬼っ子」を探り入れる可能性があるのだろうか。

第二の矛盾は、「自立校」導入による公教育の市場化という考え方にある。そもそも市場経済が作りだした経済的弱者やその子どもたちと同じ市場原理で救えるのだろうか。「自立校」は沈没寸前のタイタニック号の救命ボートのようで、新たな弱者を大量に作りだしかねない。このような「スクール・ダーウィニズム」の思想が、受験競争で荒廃した国の教育改革に相応しいのだろうか。

矛盾はまだある。多くの「自立校」が客観テストによらない学習を追求しているにもかかわらず、その結果責任を証明する方法は、今のところ、州や国が実施する標準テストだけしかない。したがって教育委員会は「自立校」の認可・更新の条件としてその受験を要求する傾向が強い。多様な教育目標についてその効果をはかるための確固たる方法を作らない限り、「自立校」もまた標準テストを通じて学区オフィスへ従属する。つまり自己否定に陥りかねないのである。

こうした様々な矛盾があるにもかかわらず、「自立校」という制度が下からの自由な改革を吸い上げてきたのは確かである。一儲けをたくら詐欺師まいの人や宗教的動機を隠しもつ人も少しあるが、理想とする教育のために自己犠牲を惜しまず献身的な努力を続ける人たちが、アメリカやスウェーデンにたくさんいる。最近では両国と同じように、日本に「自立校」を創ろうとする人たちが現れてきている。彼らの理想が実現されるような制度変革が強く望まれる。

参考文献

品川区教育委員会『プラン 21 明るく楽しい学校をめざして』、2000 年 2 月 8 日。
文部省『初等教育資料別冊 公立小学校・中学校における通学区域制度の運用に関する事例集』、東洋館出版、1997 年 10 月 25 日。

SOS 2000 Skolans Forfattningen, Stockholm: Norstedts, 2000, pp.70–76 and pp. 517–522.

Skolverket, Godkännande av Fristående Skolor som Motsvarar Grundskolan: Erfarenheter och Synpunkter, Skolverkets rapport nr 108, 1996.

『朝日新聞』

「小学校選択自由化 品川区教委が来春から実施」、1999 年 9 月 29 日、朝刊、p. 35.
「学校選択制は両刃の剣か 学区弾力化 背景に公立離れも」、1999 年 11 月 1 日、
朝刊、p. 36, 37.
「学校選択制度 中学にも拡大 品川区」、2000 年 2 月 9 日、朝刊、p. 27.
「学校選択制へ懇談会を設置 豊島区新年度予算案」、2000 年 2 月 9 日、朝刊、p. 27.

『日本経済新聞』

「公立小、選択可能に 品川区で来春」、1999 年 9 月 29 日、朝刊、p. 39.

『読売新聞』

- 「品川区公立小 自由選択制導入 来春入学から4ブロックで」, 1999年9月29日, 朝刊, p. 1.
- 「学校選択制 区立中でも導入方針」, 2000年2月9日, 朝刊, p.34.
- 「品川の学校選択制 1期生1784人入学式」, 2000年4月7日, 朝刊, p. 32.
- 「3/4が中学も選びたい 品川区の小6保護者を調査」, 2000年4月15日, 朝刊, p. 32.
- 「公立小学校選択制の滑り出しは 特色作り 各校苦心」, 2000年5月1日, 朝刊, p. 13.
- 「学区外選択が倍増 小学校選択制 新入生の18%, 327人 品川」, 2000年5月10日, 朝刊, p. 31.
- 「品川区学校選択制アンケート 近さ基準が75%」, 2000年6月16日, 朝刊, p. 32
- 「教育改革国民会議 大胆意見が続出」, 2000年6月18日, 朝刊, p. 4.

- 鵜浦 裕 「クリエイティブ・アーツ・チャーター・アカデミー手作りの小さなチャーター・スクール」, 札幌大学『経済と経営』, 第30巻, 第1号, 1999年6月, pp. 259-87.
- 「テンダーロイン・コミュニティー・スクールチャーター・スクールを辞退し, CBOをめざす從来校」札幌大学『経済と経営』, 第30巻, 第2号, 1999年9月, pp. 245-84.
- 「ゲイトウェイ・ハイスクールー学習障害児のためのチャーター・スクール」, 札幌大学『札幌大学総合論叢』, 第8号, 1999年10月, pp. 17-38.
- 「エジソン・チャーター・アカデミー 民間企業が運営するチャーター・スクール」, 札幌大学『札幌大学総合論叢』, 第8号, 1999年10月, pp. 39-62.
- 「リーダーシップ・ハイスクールー私立大学との提携により高大一貫教育をめざすチャーター・スクール」, 札幌大学『経済と経営』, 第30巻, 第3号, 1999年12月, pp. 221-239.
- 「チャーター・スクールー来るか, 起校家の時代ー」, ソフト化経済センター『ソフトノミクス』, 2000年2月号, pp. 9-11.
- 「ライフ・ラーニング・アカデミー未成年犯罪者のためのチャーター・スクール」, 札幌大学『札幌大学総合論叢』, 第9号, 2000年3月, pp. 31-47.
- 「カリфорニア州のチャーター・スクール制度とサンフランシスコ統合学校区」, 札幌大学『札幌大学総合論叢』, 第9号, 2000年3月, pp. 49-105.

「教育改革‘独立校’が担う」、『読売新聞』、(夕刊、文化欄)、2000年9月5日、p.4.
“Independent schools give public widest choice,” *The Daily Yomiuri*, 18 September
2000, p. 5.

追記 資料収集については札幌大学図書館のスタッフからご協力いただいた。
またスウェーデン語翻訳にさいし、エリック・アンデション君(2000
年度東海大学札幌校留学生)の指導を得た。記して感謝したい。